

2 自主防災組織について

(1) 自主防災組織とは

自主防災組織とは、日頃から地域で防災活動に取り組み、災害が発生したときに「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、自主的に防災活動を行う組織のことです。通常、自治会単位で組織されます。

※ 災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」(第2条の2第2号)として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されています。

(2) 自主防災組織の必要性

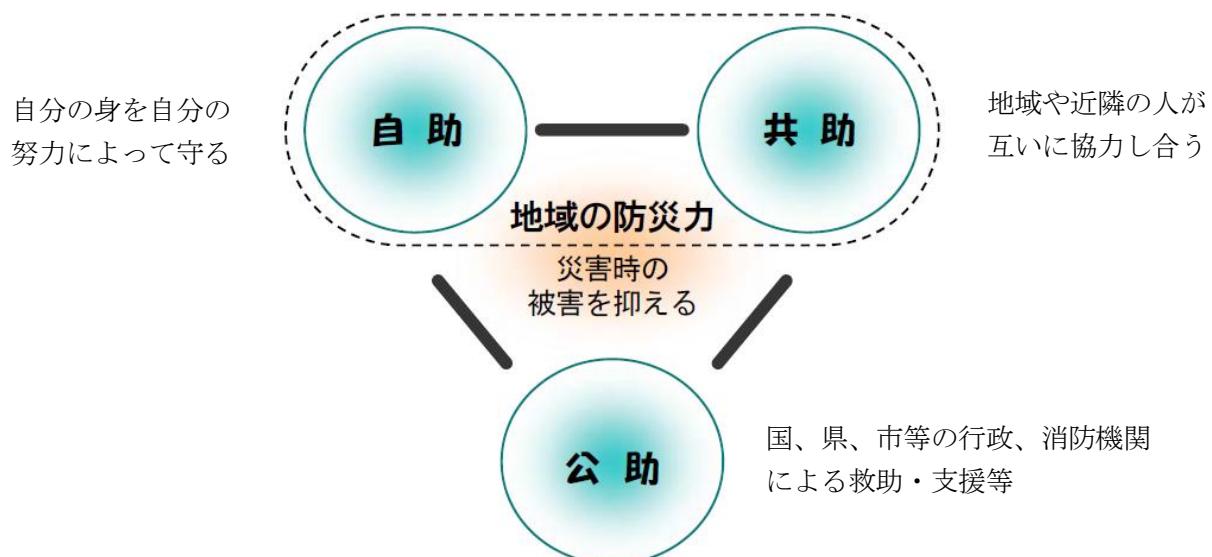
大規模災害から自分や家族を守るには、様々な災害発生に備えて、住民一人ひとりが事前に防災に対する意識を持つことや十分な対策を行うことが最も重要です。

しかし、ひとたび大規模災害が発生すると、個人や家族だけで災害に対処するには限界があります。

また、大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応(公助)だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しいため、自分の身を自分の努力によって守る(自助)とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと(共助)が必要です。そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより、被害の軽減を図ることができます。

例えば、東日本大震災や令和6年能登半島地震では、激甚かつ広域な被害が発生したことにより、自治体の庁舎や首長を中心とした職員が被災し、災害発生直後において「公助」が十分に機能しない状況に陥った地域もみられました。また、平成28年の熊本地震では、避難所運営に多数の職員が犠牲され、災害復旧へ支障を来す事例が発生しました。

このような状況下では、地域住民の一人ひとりが、組織的に初期消火や情報伝達、避難誘導、救出・救護、避難所運営等の自主的な防災活動を行うことこそが重要となります。



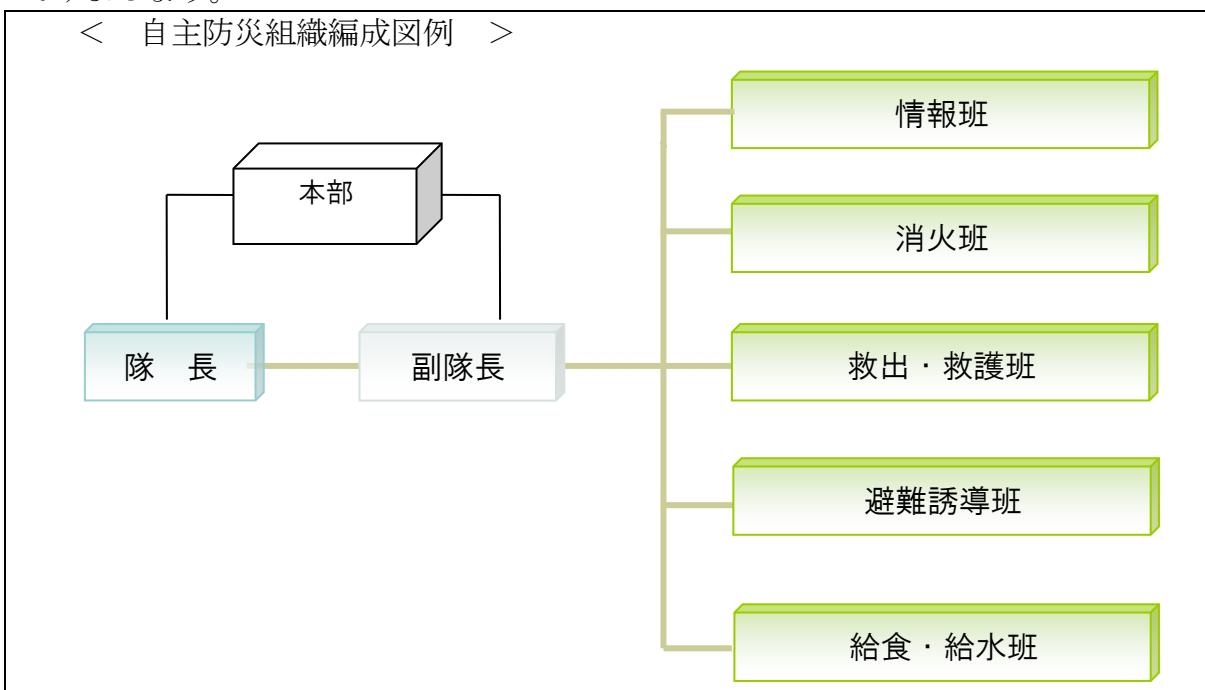
(3) 自主防災組織の役割など

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にとどめるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行う役割を担っています。

また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救護、情報の収集や避難所の運営などを行うことになります。特に、災害の発生状況などを市へ連絡したり、市からの緊急情報をいち早く住民へ周知するなどの重要な役割を担っています。そのためには、緊急時の連絡網を整備しておくことが必要です。

※ 昼夜を問わず連絡が取れるよう自治会（自主防災組織）三役の連絡先（自宅・携帯）の報告をお願いします。

以下の編成図は一般的な例です。それぞれの地域の実情に適した組織編成を考えてみましょう。



(4) 負傷者・要救護者の救出・救護

大規模災害が発生すると、建物の倒壊や落下物などにより、多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生じます。

このような場合には、同時に多数の119番通報が集中し、また、交通渋滞などにより、救助隊の活動が制限され、思うような活動ができなくなります。救助隊の到着をただ待つのではなく、自主防災組織が中心となり、地域住民と協力して被災した住民の救出・救護活動を行いましょう。

また、二次災害の発生防止にも努め、被害の拡大を防ぎましょう。

(ポイント)

- ① 日頃から救出用資器材や救急用品の使用方法、負傷者の応急手当の方法などを習得しておく。
- ② 救出が必要な場合は、活動に必要な人を集め、同時に消防署や警察署に通報する。
- ③ どうしても救出が困難な場合は、被災者の状況を把握し、消防などの救助隊に正しく伝える。救助隊が来るまで、要救護者に声をかけ続けて生存につなげる。

自主防災組織の編成と活動内容（例）

班名	平常時の活動	災害時の活動
本部 (隊長、副隊長)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練計画の作成 ・人材の確保と育成 ・災害危険箇所の調査（点検）と安全対策の実施 ・地区防災マップなどを作成し、地域の防災意識を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織対策本部の設置 ・各班への活動体制の指示 ・行政との情報連絡 ・第一次避難場所（自治会館等）の開設・運営 ・感染症対策を考慮した運営
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の問題点や安全対策の広報活動 ・連絡網の整備 ・行政と住民の連絡体制づくり ・巡回広報・情報収集・伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災情報の収集・伝達 ・混乱を防ぐための広報活動 ・防災関係機関への被害状況などの報告
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防の啓発活動 ・初期消火資器材の整備・取扱訓練 ・防火水槽・消火栓器具箱の位置の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動 ・消防機関への連絡
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険箇所などの把握 ・住宅の耐震化・家具転倒防止知識の普及 ・要配慮者の把握や救護体制の整備 ・応急医薬品及び資器材の整備 ・応急手当の知識の普及 ・救出・救護訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な工具を使用した救出活動 ・負傷者の救護と応急手当 ・避難行動要支援者の安全確保 ・被災地区の巡回・警戒
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所と避難ルートの安全確認と周知 ・高齢者・障がい者・外国人などの要配慮者の把握 ・救出・救護班との協力体制の徹底 ・避難場所の運営ルールの作成 ・避難誘導訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で迅速な避難誘導 ・避難行動要支援者の避難支援 ・地域住民の安否確認 ・被災後の治安の維持 ・高齢者・障がい者・外国人などの避難誘導
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での食料と水の備蓄推進 ・給食・給水の方法や救援物資の配布方法の検討 ・炊出し訓練・給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・炊出し、給水活動の実施 ・被災者への食料などの配布 ・救援物資の避難場所への運搬及び配布 ・衛生管理への配慮

- ※ 必要に応じて、清掃班・衛生班を編成し、ごみやガレキの処理、トイレの管理、衛生面の管理など防災関係機関と協力した活動を行います。
- ※ 要配慮者の把握については、プライバシーに関わる事柄であることから、取り扱いには注意が必要です。
- ※ 感染症の感染予防を踏まえた取り組みとなるよう各班の活動全般について見直しを行いましょう。